

微生物のL-乾燥標品調製に係る同意書

- 1 . 独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（バイオC）は、微生物をL-乾燥標品に調製することを委託する者（委託者）が、微生物のL-乾燥標品調製委託書及び誓約書をもって微生物のL-乾燥標品への調製を委託した場合において、培養の可否、微生物の安全性等を考慮した結果、委託の内容が適当であると認められた場合に、L-乾燥標品の調製を行うこととします。
- 2 . バイオCは、L-乾燥標品の調製を受託した後であっても、微生物のL-乾燥標品調製委託書及び誓約書に記載された内容に疑義が生じた場合には、L-乾燥標品の調製を中止することがあります。
- 3 . 微生物のL-乾燥標品調製委託書及び誓約書に記載された、微生物名称及び安全性に関する誤った記述により、事故が発生した場合には、全て委託者が責任を負います。
- 4 . 委託者は、L-乾燥標品を受け取った後、速やかにL-乾燥標品の内容物が委託した微生物と同一であることを確認します。
- 5 . 委託者がL-乾燥標品を受領した後における、L-乾燥標品の保存に伴う生存微生物の数の減少や性状変化については、バイオCは責任を負いません。